

令和2年3月2日

被保険者殿

東武鉄道健康保険組合

令和2年度介護保険料率の改定について

介護納付金の算定方法が平成29年度より、従来の加入者割から総報酬割に段階的に変更され、令和2年度からは全面報酬割になりました。総報酬割による算定方法は標準報酬月額、標準報酬賞与額が高い保険者ほど、国に納める介護納付金が多くなります。

当組合では、平成29年度から令和1年度までの保険料率は14.4%を維持し、不足分は介護準備金を繰入れて補填しましたが、このまま準備金の繰入で対応していくと、準備金の積立不足を招くこととなります。

今回、全面報酬割になったことで、介護納付金が納められる料率に改めたいと考えていましたが、被保険者の負担が膨らみすぎるので準備金を繰入れ、負担を若干和らげ次年度につなげるため、保険料率を現行の14.4%から16.2%(事業主8.1%、被保険者8.1%)に引き上げます。

事業主ならびに被保険者の方には料率の引き上げに伴い、更なるご負担をお願いする結果となりますが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 介護保険料率および負担割合

	変更前	変更後
事業主	7.2%	8.1%
被保険者	7.2%	8.1%
計	14.4%	16.2%

2. 新料率の適用年月日 令和2年3月1日

3. 新料率による給与控除開始月 令和2年4月

●介護保険料の対象者は、40歳以上65歳未満の被保険者です

[参考…被保険者月額の負担]

○標準報酬月額 34万円…2,448円→2,754円 (306円増)

○標準報酬月額 50万円…3,600円→4,050円 (450円増)

以上